

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置 の対象範囲等に関する検討会資料

平成30年4月25日(水)
津 市

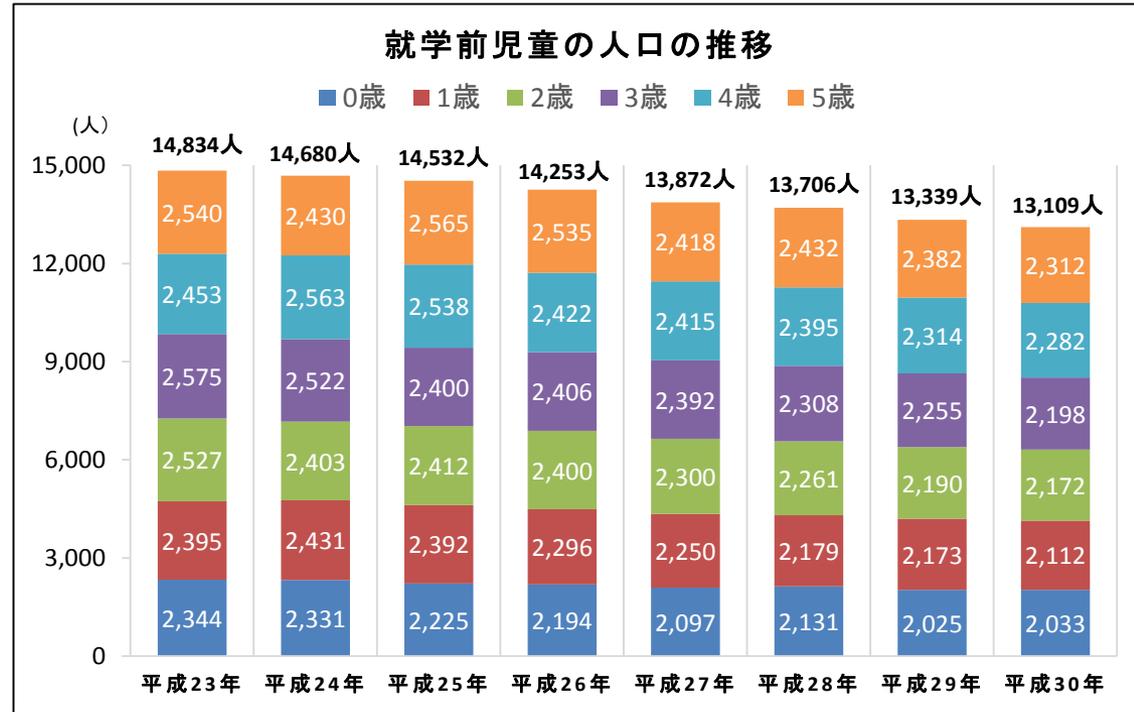
1 三重県津市の概要



【位置】
日本のほぼ中央に位置する三重県の県庁所在地
平成18年1月1日、10市町村の新設(対等)合併
により誕生

【人口】
279,857人(H30.4.1現在)

【面積】
711.19平方キロメートル



資料:住民基本台帳、外国人登録(各年3月31日現在)

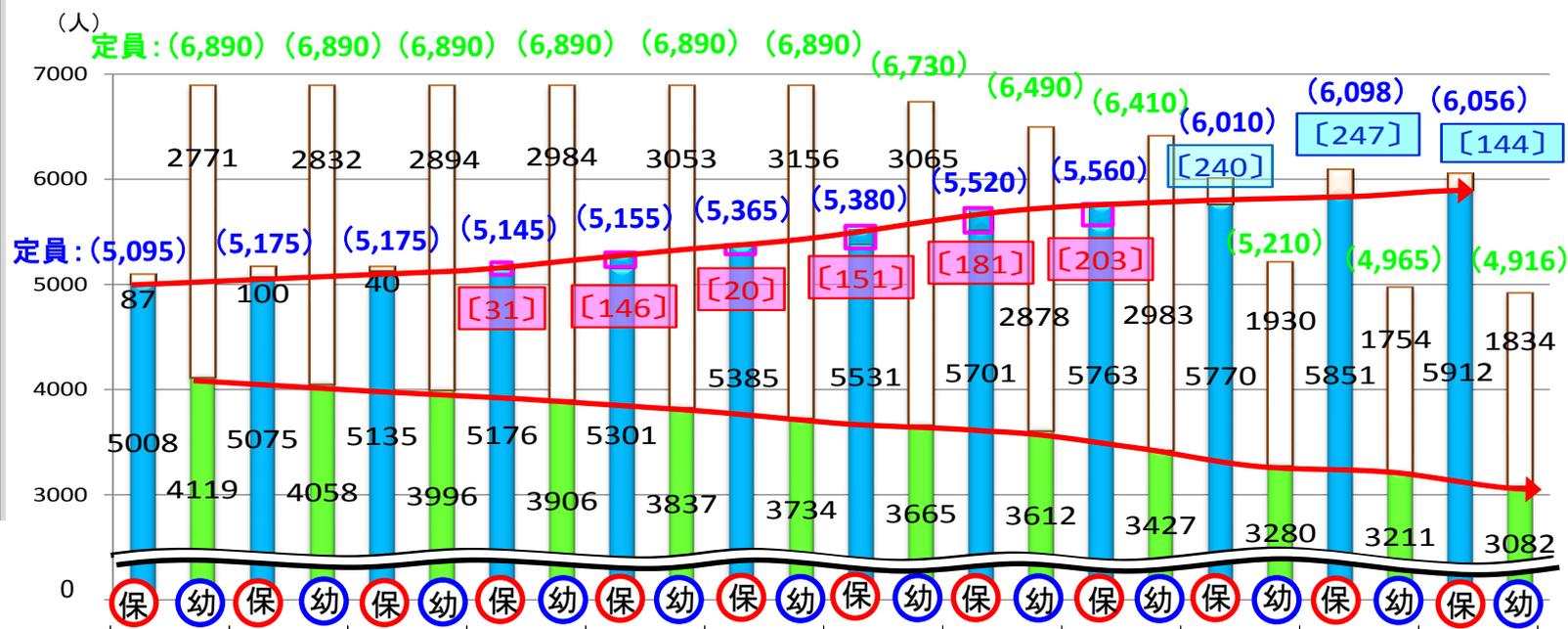
教育・保育の施設数・定員数(H30.4.1現在)

種別	幼稚園				保育所		幼保連携型 認定こども園		小規模 保育事業	事業所内 保育事業	合計
	国立	市立	私立 (新制度)	私立 (私学助成)	市立	私立	市立	私立	私立	私立	
施設数	1か所	30か所	3か所	4か所	22か所	23か所	3か所	12か所	2か所	1か所	101か所
定員	1号	—	2,345	365	—	—	330	367	—	—	3,407
	2・3号	—	—	—	2,205	2,418	387	1,279	38	20・30 (地域枠・従業員枠)	6,377
	認定を要 しないもの	140	—	—	985	—	—	—	—	—	1,125

2 保育所等・幼稚園の児童数等の推移①

制度改正により、平成27年度以降の定員は「利用定員」を表示。
 「利用定員」とは、施設において受入可能最大人数を設定した数値であり、年度当初においては「利用定員」を超過した入所は原則行えない。

- : 保育所等・幼稚園等定員空き数
- ※保育所等とは、保育所、保育を提供する認定子ども園、地域型保育事業のこと。
- ※幼稚園等とは、幼稚園及び認定こども園(1号認定)のこと。
- : 保育所等児童数
- : 幼稚園等児童数
- : 定員以上の保育所受入児童数(児童数内数)
- 保: 保育所等
- 幼: 幼稚園等



※各年度の保育所等の状況は4月1日現在、幼稚園の状況は5月1日現在。

※H27年度以降の幼稚園児童数には、認定こども園1号認定こども数を含む。

入所率	H18年度		H19年度		H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		H26年度		H27年度		H28年度		H29年度	
	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等	保育所等	幼稚園等
	98.3%	59.8%	98.1%	58.9%	99.2%	58.0%	100.6%	56.7%	102.8%	55.7%	100.4%	54.2%	102.8%	54.5%	103.3%	55.7%	103.7%	53.5%	96.0%	63.0%	95.9%	64.7%	97.6%	62.7%

2 保育所等・幼稚園の児童数等の推移②

保育定員確保のための津市の取組

【第1ステージ】

平成18年度から平成26年度

市立	2,465人(28園)
私立	2,630人(27園)
計	5,095人(55園)



2,400人(25園)
3,160人(31園)
5,560人(56園)

☆民間を中心とした保育定員の増
(施設整備、余剰スペース活用)

市立	20
私立	540
計	560

☆休園等による保育定員の減

市立	85
私立	10
計	95

465人増

【第2ステージ】

子ども・子育て支援新制度スタート

平成27年度から平成29年度

2,555人(25園)
3,501人(35園)
6,056人(60園)



☆こども園への移行による保育定員の増

		H27年度	H28年度	H29年度	計
市立		0	0	0	0
私立	幼稚園	125	0	0	125
	保育園	0	10	10	20
計		125	10	10	145

☆民間を中心とした保育定員の増
(施設整備、地域型保育事業の新設、余剰スペース活用)

市立	10
私立	205
計	215

☆利用定員の設定による保育定員の増

市立	145
私立	141
計	286

☆休園等による保育定員の減

市立	0
私立	150
計	150

496人増

【第3ステージ】

津市立こども園の開園

平成30年度

2,592人(25園)
3,755人(38園)
6,347人(63園)



☆こども園への移行・新設による保育定員の増

		H30年度
市立		37
私立	幼稚園	224
	保育園	0
計		261

☆民間を中心とした保育定員の増
(施設整備、地域型保育事業の新設、余剰スペース活用)

市立	0
私立	40
計	40

☆休園等による保育定員の減

市立	0
私立	10
計	10

291人増

3 幼稚園の預かり保育の状況

(1) 津市立幼稚園の預かり保育の状況

平成29年度は、津市立幼稚園35園中、10の幼稚園で預かり保育を実施

【実施時間】 平日：保育時間終了後の午後2時から午後4時まで 長期休業日：午前9時から午後4時まで(弁当持参)

【利用料】 1回100円(平成30年度から1回200円)

兄弟が同時在園する場合は、第2子以降半額。生活保護世帯は0円

10園の実績の分析結果

1園あたりの月平均実施日数	13.3日
1人あたりの月平均利用回数	5.8日
1人あたりの月平均利用者負担額	576円
平均利用率(利用者の全園児数に対する割合)	24.5%

(2) 私立幼稚園の預かり保育の状況

平成29年度は、私立幼稚園9園中、全園で預かり保育を実施

【実施時間】 早朝

開始時間・・・7:30～8:00

保育時間終了後

開始時間・・・14:00～14:30

終了時間・・・17:30～18:30

長期休業日

開始時間・・・7:30～8:30

終了時間・・・16:00～18:00

【利用料】 1回500円～1,000円

時間ごとの利用料や、月額の設定をしている園もある。

・1時間あたり115円～600円

・月額6,000円～16,000円

9園の実績の分析結果

1園あたりの月平均実施日数	18.3日
平均利用率(利用者の全園児数に対する割合)	63.6%(10.7%～91.4%)

4 保育の必要性認定

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則

(1) 保育の必要性の認定事由

認定を受ける事由(2・3号認定)		認定時間と条件		支給認定期間(最長)
		標準時間	短時間	
就労	保護者がフルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての就労のうち、常に月60時間以上労働していること	○ 月120時間以上の就労	○ 月60時間以上120時間未満の就労	【2号認定】小学校就学前まで 【3号認定】満3歳となる誕生日の前々日まで
妊娠・出産	母親が出産前後のため(出産予定日の前後2ヶ月程度)	○	希望により短時間も可能	出産予定日の57日前の日の属する月の初日から出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
保護者の疾病・障がい	保護者が病気、負傷または心身に障がいがあるため	○	希望により短時間も可能	【2号認定】小学校就学前まで 【3号認定】満3歳となる誕生日の前々日まで
同居親族等の介護・看護	子どもの家庭に長期にわたる病人や心身に障がいがある人がいて、常時介護または看護にあたっているため	○ 月120時間以上の介護・看護	○ 月120時間未満の介護・看護	
災害復旧	災害復旧にあたっているため	○	希望により短時間も可能	
求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っているため	×	○	支給認定日又は保育所等利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就学	大学、職業訓練校、専門学校等に通学しているため(趣味の講座、カルチャースクール等は認められません)	○ 月120時間以上の就学	○ 月120時間未満の就学	通学期間
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあるため	○	希望により短時間も可能	【2号認定】小学校就学前まで 【3号認定】満3歳となる誕生日の前々日まで
育児休業	育児休業を取得する年度に、子どもが既に保育所等を利用している場合	×	○	育児休業期間
その他	上記に類する状態として津市が認める場合	○	○	必要な期間

(2) 認定の状況

支給認定の新規や変更申請は、月平均480件ほどあり、新規認定の多い4月においては、1,500件を超える。

5-1 利用調整

(1) 調整方法について

保護者の就労状況等により決定する「基本点数」と世帯の状況等により決定する「調整指数」の合計点を基に、点数の高い子どもから順に、希望する施設の空き状況を確認し、利用する施設を決定します。

施設の空き状況以上に申込みがあった場合は、「基本点数」と「調整指数」の合計点の高い子どもが優先となります。

合計点が同点の場合は、「優先順位表」に基づき調整順位を決定し、その順に調整します。

なお、ひとり親家庭などの国の優先的な利用とする9項目については、「調整指数」において加点しています。

「基本点数」「調整指数」「優先順位」については、次頁以降を参照ください。

平成27年2月3日付け府政共生第98号・雇児発0203第3号
児童福祉法に基づく保育所等の利用調整等の取扱いについて(通知)に基づき対応

【利用調整の流れ】

・保護者の就労状況等を考慮

基本点数

・世帯の状況等を考慮

調整指数

合計点

調整順位 決定

施設の調整

施設決定

合計点が同点の場合は、
「優先順位表」により順位決定

順位の高い子どもから、希望する施設の順に
空き状況を確認し、施設を決定します。

基本点数表

(1) 保護者が存在し、養育を行っている場合

事由	細目	基本点数
1 被雇用	月150時間以上の就労を常態とする。	10
	月120時間以上の就労を常態とする。	8
	月90時間以上の就労を常態とする。	6
	月60時間以上の就労を常態とする。	4
	月150時間以上の就労を常態とする。	10
	月120時間以上の就労を常態とする。	8
	月90時間以上の就労を常態とする。	6
	月60時間以上の就労を常態とする。	4
	月150時間以上の就労を常態とする。	10
	月120時間以上の就労を常態とする。	8
2 自営業・農業・漁業	協力者（給与が支給されているものに限る。）	6
	協力者（上記の協力者を除く。）	4
	月120時間以上の就労を常態とする。	8
	月90時間以上の就労を常態とする。	6
	月60時間以上の就労を常態とする。	4
	月150時間以上の就労を常態とする。	8
	月120時間以上の就労を常態とする。	6
	月90時間以上の就労を常態とする。	4
	月60時間以上の就労を常態とする。	2
	月150時間以上の就労を常態とする。	8
3 内職	月120時間以上の就労を常態とする。	6
	月60時間以上の就労を常態とする。	4
4 妊娠・出産	入所希望日が出産（予定）日の4週間前の日以降 それ以外	10
	治療のため入院（1箇月以上にわたると見込まれるものをいう。）	8
5 病気・疾病・障害（入院以外の項目については該当する項目の基本点数を加算する（上限10点）。）	入院予定	7
	日常生活や社会生活上の一定の制限	1
	要他者援助（部分的）	3
	要他者援助（生活の大半）	4
	要他者援助（常時介護）	5
	保育不可能	5
	部分保育可能	2
	月120時間以上の常時介護若しくは看護又は週5日以上の通院若しくは通所の付添いを行っている（送迎サービス利用を除く。）。	8
	月90時間以上の介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いを行っている。	6
	介護若しくは看護又は入院、通院若しくは通所の付添いを行っている。	4
7 災害復旧	災害（火災、風水害、地震等）の復旧に当たっている。	10
	月20日以上かつ日8時間以上就学している。	9
8 就学（就学が通信教育又は在宅での就学の場合は基本点数から1点を減ずる。）	月15日以上かつ日6時間以上就学している。	7
	月10日以上かつ日4時間以上就学している。	5
	月5日以上かつ日2時間以上就学している。	3
	上記未満の就学	1
9 求職中	求職中	3
10 不存在	死亡、離婚、行方不明、未婚、拘禁等	11
11 その他	その他社会福祉事務所長が必要と認めるもの	0～11
	（上記項目に準ずる。）	

(2) 保護者が存在するが養育が困難である場合又は保護者不在の場合

事由	細目	基本点数
社会的養護	社会福祉事務所長が、申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合	21
	社会福祉事務所長が保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	21

5-2 基本点数表

事由	内容	指数
1 社会的養護	社会福祉事務所長が申込児童が虐待されている又はそのおそれがあると認める場合又は保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認める場合	30
2 産前産後休業又は育児休業からの復帰	保護者が産前産後休業から復帰する場合又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業（法の趣旨を鑑み就業規則等に規定された休業期間を含む。）から復帰する場合（毎年4月1日からの利用調整にあつては、保護者が前年度内に職場復帰した場合を含む。）	23
3 ひとり親家庭	ひとり親家庭（配偶者のいない男子又は女子である者及びその子以外の同居人がいない世帯をいう。） 上記以外のひとり親家庭	20 10
4 経済的な自立に資する場合	保護者が就労している又は就労予定である生活保護受給世帯 生計中心者が申請日から過去1年の間に失業し、申込時点で求職中であり、他方の保護者が住民税非課税の場合	20
5 申込児童の障害	当該申込児童が身体障害者手帳又は療育手帳を交付されており、施設設備及び人員配置の面において、当該児童を受け入れることができる保育所等を希望する場合	20
6 保育所等を利用する児童の兄弟姉妹	申込児童の兄弟姉妹が本市に所在する保育所等を利用している場合（兄弟姉妹の利用している保育所等の利用調整をする場合は、()内の指数を適用する。）	20 (30)
7 兄弟姉妹の同時申込み	兄弟姉妹で同一の保育所等を希望する場合（保護者の一方又は双方の保育を必要とする事由が求職中である場合を除く。） 認可外施設・親戚等に預けている場合	4 1
8 申込児童の状況について	幼稚園又は本市以外の市町村に所在する保育所等を利用している場合	1
	本市に所在する保育所等を利用中で他の保育所等を希望する場合	5
9 過去の利用者負担額の納付状況	家庭的保育事業等を修了した児童で当該施設が経過措置により連携施設を指定していない場合	6
	認可外施設・親戚等に預けている場合 幼稚園又は本市以外の市町村に所在する保育所等を利用している場合	1 1
10	保護者が3箇月分以上正当な理由なく利用者負担額（平成26年度以前に課された保育料を含む。）を滞納している場合	-5

優先順位表

1	当該保育所等の希望順位	判定点	
2	当該申込児童の祖父母の状況(次の表による算定点数が高い順)	7	
	項目		細目
	死亡・行方不明・拘禁等		7
	居住地		市外在住 市内在住(旧市町村域外) 市内在住(旧市町村域内)
3	年齢	0	
	65歳以上		1
	65歳未満		0
	就労(被雇用)・災害復旧		3
状況	自営・疾病・障害・介護	2	
	内職・農業	1	
	無職	0	
3	保護者が保育を必要とする理由の優先順位		
	①災害 ②就労 ③疾病 ④妊娠・出産 ⑤介護・看護 ⑥就学 ⑦求職中		

5-3 調整指数表・優先順位表

6 利用者負担額の国基準との比較①

(1)本市の取組

- ・ 国が示す基準の66.2%(1号)、65.9%(2・3号)の金額に設定（平成29年10月実績）
- ・ 保育料階層の細分化により保護者の負担を軽減
 - 【1号認定子ども】国:5階層 市:8階層
 - 【2号・3号認定子ども】国:8階層 市:20階層

【国基準】平成29年度（1号認定子ども）（円）

階層区分	教育標準時間	経過措置 ※1	
		津市立幼稚園を利用する1号認定子ども ※2	平成27年4月1日以前に津市立幼稚園の利用を開始した1号認定子ども
1 生活保護世帯	0		
2 市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯含む） 養育里親等	要保護者等世帯	0	
	その他の世帯	3,000	
3 市町村民税所得割課税額77,101円未満	要保護者等世帯	3,000	
	その他の世帯	14,100	
4 市町村民税所得割課税額211,201円未満	20,500		
5 市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700		

【津市基準】平成29年度（1号認定子ども）（円）

階層区分	基本表 教育標準時間	経過措置 ※1	
		津市立幼稚園を利用する1号認定子ども ※2	平成27年4月1日以前に津市立幼稚園の利用を開始した1号認定子ども
1 生活保護世帯	0	0	0
2 市町村民税非課税世帯 養育里親等	要保護者等世帯	0	0
	その他の世帯	2,000	2,000
3 市町村民税所得割非課税世帯	要保護者等世帯	0	0
	その他の世帯	2,000	2,000
4 市町村民税所得割課税額1円以上61,601円未満	要保護者等世帯	2,000	2,000
	その他の世帯	5,800	5,800
5 市町村民税所得割課税額61,601円以上77,101円未満	要保護者等世帯	2,000	2,000
	その他の世帯	9,600	7,700
6 市町村民税所得割課税額77,101円以上143,101円未満	12,500	8,600	6,000
7 市町村民税所得割課税額143,101円以上211,201円未満	14,000	9,200	6,000
8 市町村民税所得割課税額211,201円以上	17,600	10,600	6,000

※1 新制度へ移行により、応能負担となることへの激変緩和のための経過措置

※2 平成27年4月2日以後に津市立幼稚園の利用を開始した場合

【国基準】平成29年度(2号認定子ども) (円)

階層区分	認定区分		
	満3歳児以上	保育短時間	
	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯・世帯	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	0	0
	要保護者等世帯 その他の世帯	6,000	6,000
3	要保護者等世帯	6,000	6,000
		16,500	16,300
	市町村民税 所得額課税額 48,600円未満		
4	要保護者等世帯	6,000	6,000
		27,000	26,600
	市町村民税 所得額課税額 48,600円以上 57,700円未満		
5	要保護者等世帯	6,000	6,000
		27,000	26,600
	市町村民税 所得額課税額 57,700円以上 77,101円未満		
6	要保護者等世帯	6,000	6,000
		27,000	26,600
	市町村民税 所得額課税額 77,101円以上 97,000円未満		
7	要保護者等世帯	6,000	6,000
		27,000	26,600
	市町村民税 所得額課税額 97,000円以上 169,000円未満		
8	要保護者等世帯	6,000	6,000
		27,000	26,600
	市町村民税 所得額課税額 169,000円以上 397,000円未満		

【津市基準】平成29年度(2号認定子ども) (円)

階層区分	認定区分				
	満3歳児		満4歳児以上		
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
1	生活保護世帯・世帯	0	0	0	0
2	市町村民税 非課税世帯	0	0	0	0
	要保護者等世帯 その他の世帯	3,000	2,900	3,000	2,900
3	市町村民税 所得額 非課税世帯	2,800	2,700	2,800	2,700
	要保護者等世帯 その他の世帯	6,000	5,800	6,000	5,800
4	市町村民税 所得額課税額 12,100円未満	3,000	2,900	3,000	2,900
	要保護者等世帯 その他の世帯	7,000	6,800	7,000	6,800
5	市町村民税 所得額課税額 12,100円以上 24,200円未満	3,000	2,900	3,000	2,900
	要保護者等世帯 その他の世帯	8,000	7,800	8,000	7,800
6	市町村民税 所得額課税額 24,200円以上 36,400円未満	3,000	2,900	3,000	2,900
	要保護者等世帯 その他の世帯	9,000	8,800	9,000	8,800
7	市町村民税 所得額課税額 36,400円以上 48,600円未満	3,000	2,900	3,000	2,900
	要保護者等世帯 その他の世帯	10,500	10,300	10,500	10,300
8	市町村民税 所得額課税額 48,600円以上 57,700円未満	3,000	2,900	3,000	2,900
	要保護者等世帯 その他の世帯	11,600	11,400	11,600	11,400
9	市町村民税 所得額課税額 57,700円以上 69,800円未満	3,000	2,900	3,000	2,900
	要保護者等世帯 その他の世帯	12,700	12,400	12,700	12,400
10	市町村民税 所得額課税額 69,800円以上 74,400円未満	3,000	2,900	3,000	2,900
	要保護者等世帯 その他の世帯	14,000	13,700	14,000	13,700
11	市町村民税 所得額課税額 74,400円以上 77,101円未満	3,000	2,900	3,000	2,900
	要保護者等世帯 その他の世帯	16,300	16,000	16,300	16,000
12	市町村民税 所得額課税額 77,101円以上 84,700円未満	16,300	16,000	16,300	16,000
	要保護者等世帯 その他の世帯	18,600	18,200	18,600	18,200
13	市町村民税 所得額課税額 84,700円以上 97,000円未満	18,600	18,200	18,600	18,200
	要保護者等世帯 その他の世帯	21,000	20,600	21,000	20,600
14	市町村民税 所得額課税額 97,000円以上 110,400円未満	21,000	20,600	21,000	20,600
	要保護者等世帯 その他の世帯	23,000	22,600	23,000	22,600
15	市町村民税 所得額課税額 110,400円以上 123,100円未満	23,000	22,600	23,000	22,600
	要保護者等世帯 その他の世帯	25,000	24,500	25,000	24,500
16	市町村民税 所得額課税額 123,100円以上 135,900円未満	25,000	24,500	25,000	24,500
	要保護者等世帯 その他の世帯	29,000	28,500	29,000	28,500
17	市町村民税 所得額課税額 135,900円以上 169,000円未満	29,000	28,500	29,000	28,500
	要保護者等世帯 その他の世帯	30,000	29,400	30,000	29,400
18	市町村民税 所得額課税額 169,000円以上 257,500円未満	30,000	29,400	30,000	29,400
	要保護者等世帯 その他の世帯	32,000	31,400	32,000	30,200
19	市町村民税 所得額課税額 257,500円以上 301,000円未満	32,000	31,400	32,000	30,200
	要保護者等世帯 その他の世帯	33,000	32,400	32,600	30,200
20	市町村民税 所得額課税額 301,000円以上	33,000	32,400	32,600	30,200
	要保護者等世帯 その他の世帯				

6 利用者負担額の国基準との比較②

6 利用者負担額の国基準との比較③

【国基準】平成29年度（3号認定子ども）（円）

階層区分	認定区分		
	満3歳児未満	保育短時間	
	保育標準時間	保育短時間	
1 生活保護世帯・里親		0	0
	要保護者等世帯	0	0
2 市町村民税 非課税世帯	その他の世帯	9,000	9,000
	要保護者等世帯		
3 市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	その他の世帯	9,000	9,000
		9,000	9,000
	要保護者等世帯	9,000	9,000
		9,000	9,000
4 市町村民税 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	その他の世帯	9,000	9,000
		9,000	9,000
	要保護者等世帯	9,000	9,000
		9,000	9,000
5 市町村民税 所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	その他の世帯	9,000	9,000
		9,000	9,000
	要保護者等世帯	9,000	9,000
		9,000	9,000
6 市町村民税 所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満	その他の世帯	30,000	29,600
		30,000	29,600
	要保護者等世帯	30,000	29,600
		30,000	29,600
7 市町村民税 所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満	その他の世帯	61,000	60,100
		61,000	60,100
	要保護者等世帯	80,000	78,800
		80,000	78,800
8 市町村民税 所得割課税額 169,000円以上 397,000円以上	その他の世帯	104,000	102,400
		104,000	102,400
	要保護者等世帯	104,000	102,400
		104,000	102,400

【津市基準】平成29年度（3号認定子ども）（円）

階層区分	認定区分		
	満3歳児未満	保育短時間	
	保育標準時間	保育短時間	
1 生活保護世帯・里親		0	0
	要保護者等世帯	0	0
2 市町村民税 非課税世帯	その他の世帯	4,500	4,400
	要保護者等世帯		
3 市町村民税 所得割 非課税世帯	その他の世帯	7,500	7,300
	要保護者等世帯		
4 市町村民税 所得割課税額 12,100円未満	その他の世帯	4,250	4,150
	要保護者等世帯		
5 市町村民税 所得割課税額 12,100円以上 24,200円未満	その他の世帯	9,000	8,800
	要保護者等世帯		
6 市町村民税 所得割課税額 24,200円以上 36,400円未満	その他の世帯	4,500	4,400
	要保護者等世帯		
7 市町村民税 所得割課税額 36,400円以上 48,600円未満	その他の世帯	11,200	11,000
	要保護者等世帯		
8 市町村民税 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	その他の世帯	4,500	4,400
	要保護者等世帯		
9 市町村民税 所得割課税額 57,700円以上 65,800円未満	その他の世帯	12,500	12,200
	要保護者等世帯		
10 市町村民税 所得割課税額 65,800円以上 74,400円未満	その他の世帯	4,500	4,400
	要保護者等世帯		
11 市町村民税 所得割課税額 74,400円以上 77,101円未満	その他の世帯	13,800	13,500
	要保護者等世帯		
12 市町村民税 所得割課税額 77,101円以上 84,700円未満	その他の世帯	4,500	4,400
	要保護者等世帯		
13 市町村民税 所得割課税額 84,700円以上 97,000円未満	その他の世帯	15,100	14,800
	要保護者等世帯		
14 市町村民税 所得割課税額 97,000円以上 110,400円未満	その他の世帯	4,500	4,400
	要保護者等世帯		
15 市町村民税 所得割課税額 110,400円以上 123,100円未満	その他の世帯	19,000	18,600
	要保護者等世帯		
16 市町村民税 所得割課税額 123,100円以上 135,900円未満	その他の世帯	21,500	21,100
	要保護者等世帯		
17 市町村民税 所得割課税額 135,900円以上 169,000円未満	その他の世帯	4,500	4,400
	要保護者等世帯		
18 市町村民税 所得割課税額 169,000円以上 257,500円未満	その他の世帯	19,000	18,600
	要保護者等世帯		
19 市町村民税 所得割課税額 257,500円以上 301,000円未満	その他の世帯	24,000	23,500
	要保護者等世帯		
20 市町村民税 所得割課税額 301,000円以上	その他の世帯	27,500	27,000
	要保護者等世帯		
17 市町村民税 所得割課税額 135,900円以上 169,000円未満	その他の世帯	31,000	30,400
	要保護者等世帯		
18 市町村民税 所得割課税額 169,000円以上 257,500円未満	その他の世帯	36,000	35,300
	要保護者等世帯		
19 市町村民税 所得割課税額 257,500円以上 301,000円未満	その他の世帯	41,500	40,700
	要保護者等世帯		
20 市町村民税 所得割課税額 301,000円以上	その他の世帯	44,000	43,200
	要保護者等世帯		

7 幼児教育無償化にあたっての要望

全国市長会における、平成30年4月13日付けの『「新しい経済政策パッケージ」のうち子ども・子育て関連事項に関する意見』のとおり、幼児教育・保育の無償化については、すべて国の責任において実施することを明らかにしたうえで、無償化の対象範囲や財源、事務負担等に関し、実務を担う都市自治体の意見を十分に踏まえ進められたい。

特に、無償化等の具体化にあたっては、消費税・地方消費税率引上げにより確保される地方財源を踏まえる必要があることから、地方自治体と十分に協議を行われたい。